

IMAGINE  
THE  
FUTURE.

# 附属大塚 学校だより

本校は、世界最高水準の知的障害教育を目指します。

## 意思決定支援って何？ ～キャリア学習の扉②～

障害者権利条約（学校だより4月号No.2参照）の第12条では、「障害があっても法の前では平等」であることが強調されています。これは、どんな障害があっても、どこで誰と生活し、どんな仕事に就くのか、どんな病気の予防や治療を行い、自らの財産をどのように活用するのかなど、自らが意思決定する権利があるということです。

私たちは、人生で様々な意思決定の機会があります。知的障害のある人も同じです。しかし、そもそも本人に意思決定の機会がなく「願い」が尊重されない現実があったり、選択したことがうまくいかず、結果として「願い」が実現できなかつたりすることがあります。

知的障害のある人の意思決定には、①事前に本人の意向を十分に聞き、整理することや、一方で本人の意向に対する適切な情報提供ができていないこと。②本人が意思決定を下すまでの十分な時間と、体験する機会が提供できていないこと。③若い年代から、意思決定をする機会の提供とそのスキルアップを目指した取り組みが行われていないこと。以上3つの問題があるとされています（志賀利一,2016）。

学校生活で初めて経験する人生の大きな意思決定の機会は、進学や就職です。附属大塚の高等部でも「進路先は誰が決めるの」という教師の質問に、「先生と親です」とはっきり言う生徒がいました。

また、自分では進路先を決められない生徒もいました。十分な意思決定能力があるにもかかわらず、その機会が提供されていない、あるいはそれ以前に能力を育むための教育を受けてこなかったといった課題が見えてきます。

「意思決定支援」は、障害のある人本人の意思が形成されるために、理解できる形での情報を提供することと、その経験や体験の機会が提供される「意思形成支援」、言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る「意思表出支援」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することが大切です（日本知的障害者福祉協会が説明する「意思決定支援」の定義）。

知的障害のある人が「自分のことは自分で決める」ためには、まず一人の人間としての個人の尊厳と人権を尊重することです。教育の現場では、その実現に向けた学習を真剣に考えることが求められています。



高等部では「夢」について考える授業をしました



先生になりたいと七夕の短冊に書いた小学部のAさん。担任はその素敵な夢を支えています。



### 本の紹介

「知的障害・発達障害の人たちのための見てわかる意思決定と意思決定支援-「自分で決める」を学ぶ本」  
著者：志賀利一・渡邊一郎・青山均・江國泰介・藤田俊一（ジアース教育新社）全てのページにルビが降っており、知的障害や発達障害（特に発達性ディスレクシア）の方が読めるように執筆されています。

本校幼稚部から在籍していた卒業生のBさんは、在学中の3年次に複数の事業所で現場実習を行いました。保護者も担任も進路希望の決定に悩むなか、Bさんは、事業所玄関や教室の写真カードの中から一つの事業所の写真を手に取り、じっと見つめていました。その事業所は、実習期間中に一番いい表情で通っていた場所でした。保護者もその行為と姿を本人の「意思決定」として尊重し、第1希望を代理決定しました。現在、本人の合理的配慮として引き継いでいただいた音声ペンを事業所でも活用し、充実した生活を送っています。意思決定支援は、障害の程度に関係なく、すべての幼児児童生徒に必要な支援と考えます。特に、自ら表出・表明することが難しい子ども達には、なおさら必要なことなのです。

本校の教育は、子どもの「夢」や「願い」を育み、主体的に社会や文化的な生活に参加することができる将来の姿を目指しています。意思決定支援には、子ども達が「何かをしたい」という対象を見つけ、強い動機に支えられて「考え」や「思い」を持つことが前提となります。

では、そうした「夢」や「願い」はどのように育つのでしょうか。

幼稚部小学部段階では、まずたくさんの生活経験をすることです。人や物を介して様々な活動に関心を向け、それらを「選択する経験」「決定する経験」「表出する経験」「実現する経験」の積み重ねが必要です。言葉で表出できない子どもには、そのための代替手段を用いて要求や気持ちを汲み取ることも大切です。

中学部高等部段階では、さらに経験の幅を広げながら「現在と未来」の自分の姿を見つめ、「夢や願いについて考える」機会をもつことが必要です。

現在、高等部では、将来の自分をイメージしながら、夢や願いの実現に向けて自らが目標を設定したり、振り返ったりする経験を通して、「自分で決めた」目標へポジティブに向かう気持ちを育てています。「他人が決めた目標」より「自分で決めた目標」の方がより前向きになれる。また、失敗した際も次に向かう新たな動機が育ちます。しかし、他者が決めた目標の場合、失敗すると目標に向かうことを諦めてしまうことがあります。「自分で考え」「自分で決める」行為そのものが、物事に向かう動機が高まり、困難なことがあっても自分自身を支えてくれます。

保護者の皆様、お子さんの「未来」を前向きにイメージし、我々教員と共に全力で「意思決定」を支えていきましょう。

## トピックス！～「障害者雇用水増し問題」～

中央省庁で障害者雇用数を不正に算定し、法定雇用率を水増ししていた疑いがあるとして、厚労省が調査を進めていることが8月半ばに発覚しました。各省で不正算定の疑いが判明し、地方公共団体や都道府県などの教育委員会でも不正が確認されました。

法定雇用率は「障害者雇用促進法」に以下のことが義務付けられています。

### <民間企業>

民間企業 2.2% 特殊法人 2.5%

### <国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 2.5% 都道府県等の教育委員会 2.4%



※障害者の雇用の促進に関する法律に規定する障害者職業センターにより「重度知的障害」と判定された場合には、重度知的障害者は1人を2人としてカウントされます。

先日、本校卒業生が勤める特例子会社の定例の合同支援会議がありました。配布された資料には、実雇用率2.00%と、毎月の雇用率と合わせて公表していました。その誠実さに正直驚きました。

企業が、雇用率を満たさなかった場合、ペナルティとして、一人につき50,000円/月を納付する制度があります。実際には、最低賃金を下回る納付金を支払う企業がたくさんあると聞きます。納付金を払えば社名公表も逃れられます。納付しない企業は公表されますが、企業の雇用率や、各企業の納付金額は公表されていません。公共団体においては、納付制度も適用されず、公表もされていません。

さて、筑波大学はどうでしょうか。これまで附属大塚では、本校高等部生徒の現場実習受け入れや、知的障害者の雇用を大学に要請してきました。しかし、その回答は、雇用率を満たしているため難しいとのことでした（是非とも雇用率の数字を公表してほしいです・・・）。ダイバーシティ（多様性）を推進する本学だからこそ、障害者雇用を積極的に行い、筑波のブランド力を高めてほしいです。

1学期、高等部「ライフキャリア学習」では、企業に就職した卒業生のCさんに話を聞く授業を行いました。在学中はどのような「夢や願い」を持っていたのか。今は、どんな生活をしているのか。みんな真剣に話を聞いていました。現在、多くの知的障害特別支援学校の卒業生が社会で働いています。組織の一員としての役割を全うするその姿をもっと知ってほしいです。



## トピックス！！～特例子会社って何ですか？～

障害者雇用水増し問題を受け、障害者雇用の実態が報道されていますが、皆さんは「特例子会社」をご存知ですか？

「特例子会社」制度とは・・・

障害者雇用率制度では、障害者の雇用機会の確保が事業主ごとに義務付けられています。一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算出できることとしています。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社を含め、企業グループによる実質雇用率算出が可能です。

「特例子会社」は、障害者雇用率を満たすために設立された会社ではありますが、障害者が働きやすい仕事と環境が提供されています。しかし、実態としては、会社の経営方針、障害者への配慮には大きな差があるため、求められる仕事のスキルが異なります。進路選択でもっとも重要なことは、自分に「できる仕事」とその「会社が求める仕事」をしっかりと見極め、マッチングしておくことです。

### 選択学習～教室の窓から③～



中学部では、自らの「願い」や「思い」について考え、表現する力を高める中で自信を持って主体的に学習や活動に向かう力の育成を目指しています。

「選択学習」は、生徒自らが「学びたいことを学ぶ」学習機会を保障するため、数年前に新しく設定した学習形態です。今年度は、生徒達の希望を受けて「国語」「数学」「外国語（英語）」「情報」「理科」の5つの学習が展開しています。新しい学習指導要領では、「教科」の重要性が強調され、生涯を通じた学びの支援を行うことが示されています。

生徒にとって「学びに向かう力」は、「情報を得る力」となり、将来の「意思決定」を支える基礎と言えます。



選択学習「情報」の授業

### 先人の礎と今～温故知新～①

本校の校名は、なぜ「大塚」なのでしょう。明治41年、東京高等師範学校附属小学校に本校の前身である補助学級が開設されました。その後、再編を繰り返し、昭和31年には、附属中学校に特殊学級が新設されます。やがて、附属小学校第5部（補助学級）と附属中学校特殊学級を母体として養護学校が認可され、昭和35年、春日に本校が開校しました。「大塚」と名を冠したのは、離れていても兄弟校として連携を密に先導的研究を行おうという先人の思いが込められていたからです。インクルーシブ教育を推進する附属学校群は、共生社会の実現を目指しています。いつかは「大塚」に戻り、同じ校舎で学びを共にしたいものです。ちなみに、第5部補助学級の校舎跡が現在は文京区が管理する「占春園」の敷地内に残っています。木造の教室を支える礎石を見ることができるので、散歩に行ってみようでしょうか。

### 9月の予定



- 3日（月）始業式 引き渡し訓練
- 4日（火）短縮授業  
臨時合同朝会（実習生紹介）  
教育実習～26日
- 5日（水）給食開始  
発育測定（幼小）  
ライフキャリア学習（高）  
1班：東京キャンパス（教室清掃，図書館業務補助）  
学校休業（中：8日の振替）  
保護者会（幼）
- 6日（木）発育測定スマイル（高）  
作業学習開始（中）  
介護等体験①
- 7日（金）発育測定スマイル（中）  
進路学習会（小主催）  
保護者会（小中高）下校13：30  
介護等体験②
- 8日（土）附属高校交流会（於：附属高校）
- 11日（火）学校説明会（幼小）  
ライフキャリア学習（高）  
1班：老人ホーム「洛和ヴィラ文京春日」出張カフェ
- 12日（水）学校説明会（中高）  
練馬区保育研修（幼）
- 13日（木）筑波大学学生参観  
邦楽鑑賞（高）
- 14日（金）ミニ避難訓練  
プール活動（小）
- 18日（火）英会話（中）ALT
- 19日（水）にこにこ広場（幼）
- 21日（金）第2次現場実習壮行会（高）
- 24日（月）秋分の日振替休日
- 26日（水）教育実習終了  
第2次現場実習開始（高1・3）  
～10月5日  
修学旅行（中）～28日
- 27日（木）介護等体験①
- 28日（金）プール活動（小）  
介護等体験②